

「名臣」から「名地方官」へ

——范仲淹の知杭州治績に見る「名地方官像」の形成——

小二田 章

はじめに

近年の宋代史研究における特定の地域社会に対する分析は、宋代史研究会の諸論文集^①など、一定の成果を生み出してきた。士大夫研究では、地域に生きる士人ないしは士大夫たちの南宋期における変容が取り上げられ、さまざまな角度から説明が行われてきた^②。

地域研究の潮流の中、士大夫研究は地方官と地域の接触という議論^③、地方官と地域士人たちの共有する認識という問題にまで拡大した^④。これはまた、地域社会が全体としての国家とどのように関係していたのか、士大夫階層がどのような認識の変化をたどったのか、という問題とあいまって、変容を論じるうえで重要な一視座である。

その議論の一環として私が問題提起するのは、中央から派遣されてきた地方官がどのように記載されるか、である。伝統的に注目に足る治績を残した地方官は記録され、後世の模範となっていく。小論の取り上げる「地方官像」とは、具体的にはある地方官が任地に

における治績と結び付けられて語られた記述とその集合であり、文集・地方志や碑記・政書などに記載される。従ってその「地方官像」はある個人のイメージ・地域における政治のイメージ・善政自体のイメージの側面を相互関係的に持っている。それらの記載が、後の士大夫階層に読まれ、そして引用され利用される、という過程を経て、地方官像の記述の数量は増大し、士大夫の知識・認識のなかに定着していくのである。

宋代、特に南宋期という時代の、士大夫階層の成立と官僚制度の整備という社会的背景、出版の発達や地方志の成立といったメディア的な背景のもと、士大夫階層の中に模範的な地方官像が形作られ、共有されていったのである。これをさらに進めて言えば、記載が重なって受け継がれることにより、地方にあるべき統治のイメージ、言い換えれば「地方統治の規範」が形成されると考えられる^⑤。

この問題に先鞭をつけたのは宮崎市定氏であった。論文「宋代の士風」にて、宋代の士大夫は明代以降理想化され、その後の士大夫たちの生活様式や思考を規定する模範となったことを述べ、その背

景として朱熹『五朝名臣言行録』⁶と北宋の士大夫を模範に取る南宋の状況、その背後にある宋代の皇帝専制国家の確立、社会経済などに言及する。理想化された士大夫の中で、とりわけ氏が注目したのは、宋代の代表的な士大夫であり、「後世から殆ど完全無欠の人格のように賞揚される」范仲淹であった。

本稿では、その范仲淹が「理想化」されていく過程の一端を、杭州の際の治績を中心に追究する。これにより、先述の宮崎市定氏の議論の検証を図ると共に、士大夫の理想像の中でも特に地方統治における理想像がどのように形成されるかをもとめ、士大夫階層が地域社会といかに関わるべきかという認識の変遷についての手がかりを得ようとする。加えて、この問題を通して、従来から問われてきた唐宋変革、宋元明移行、さらには南北宋交替といった、パラダイム変化の問題にも手がかりを得ることができると考えている。⁸

一 范仲淹（九八九—一〇五二）の略歴

字希文、諡文正、蘇州呉縣の人。大中祥符八年（一〇一五）の進士。二歳の時に父を亡くし、山東の朱氏と再婚した母に従い、名を朱説と改める。後に事情を知り、母のもとを去って苦学して科挙に合格し、范姓に復帰する。地方官から晏殊・王曾の知遇を得て中央官となったが、郭皇后の廢后問題で宰相の呂夷簡と対立して地方に出される。知睦州・蘇州を歴任して主に治水・興学で功績を挙げる。

都に帰還して権知開封府となったが、「百官囚」を献上して呂夷簡の情実人事を指摘したことでかえって「朋党」を組んで政治を乱していると弾劾を受け、再び地方に左遷され、知饒州・潤州・越州を歴任する。李元昊の独立・皇帝即位に際会し、陝西経略安撫招討副使として西夏対策に従事して大きな功績を挙げる。李元昊との和議成立に伴い、中央に復帰して参知政事（副宰相）となり、いわゆる慶曆改革を主導するが、反対派の抵抗が激しく、一年足らずで自ら辞職を願い出て地方官となる。その後、知邠州・鄆州・杭州・青州を歴任し、知潁州に着任する途上、病を得て死去。⁹

范仲淹はあまりにも有名な「名臣」であり、その言行や治績は後世に多大な影響を与えた。宮崎市定氏によると、南宋の朱熹『五朝名臣言行録』などにより、実像を離れて理想化された宋代士大夫像の代表であるとされる。¹⁰ それゆえ、多数の先行研究が存在し、それらの論じる内容もきわめて多岐にわたる。今回問題とする「南宋期における模範的地方官像の形成」に関係しているのは、竺沙雅章・遠藤隆俊¹¹両氏の研究である。竺沙氏はその范仲淹の伝記的著作の最終章で、北宋期における范仲淹の評価形成と「名臣」像にいたる過程を述べており、遠藤氏は義荘形成の祖として蘇州で祠廟が成立したことや義荘運営に関する、范仲淹の評価形成過程について述べている。本研究は、これら二つの研究を基本的に受け継ぎながら、治績に対する評価、そして名地方官としての彼のイメージの形成につ

いて、新たに問題提起するものである。

二 「范公救賑」について

a. 問題の所在

范仲淹が杭州であった時期は、皇祐元～二年（一〇四九～五〇）の二年間である。彼は既に中央から出て地方官めぐりを行っており、生涯の最晩年であった。竺沙雅章氏は当時の范仲淹を「もう政治への熱意は薄れていたようである」とし、いわば隠居所としての知事時代であると見ている¹⁵⁾。

しかし、南宋末に編まれた地方志『咸淳臨安志』に記載された范仲淹の治績記事は、他の知杭州と比べて特異かつ詳細なものであり、隠居時代という印象からは程遠い。なお、『咸淳臨安志』は記述の質量から、南宋末当時の治績評価をうかがう上で有効な史料である。以下、その概容を記す。

是年吳中大饑、殍殮枕路。仲淹發粟及募民存餉、為術甚備。吳人喜競渡、日出宴湖上、自春至夏居民空巷出游。又諭諸寺主曰、饑歲工價至賤、可以大興土木之役。於是諸寺工作鼎興。又新倉敖吏舍、日役千夫。監司奏劾、杭州不恤荒政、嬉游不節、及公私興造傷耗民力。公乃自條敘、所以宴游及興造、皆欲以發有餘之財以惠貧者。貿易飲食工技服力之人仰食於公私者日無慮數萬人、荒政之施莫此為大。是歲兩浙惟杭州晏然、民不流徙。

この年（皇祐二年（一〇五〇））、江浙一帯は大飢饉に見舞われ、餓死者が道に累々たる様だった。范仲淹は備蓄してあった食糧を放出し、また民間の余剰食糧を募集したが、その政策はとも効果的であった。「彼の政策で」吳の人はポートルースを好み、毎日西湖のほとりで宴会を行い、春から夏まで（杭州城内の）住民は家を空にして遊んでいた。また、諸寺院の主僧に勧めて言うには、「飢饉の年は工賃が安いから、土木工事を大々的に行うのがよろしい」と。これによって諸寺院は工事を盛んに行った。さらに、役所の備蓄倉や宿舍を新築して、日に千人もの役夫を動員した。「この様子に」監司が弾劾して言うには、「杭州は飢饉救済を省みず、遊びほうけており、しかも役所も民間も工事はかりして民力を消耗させております」と。公（范仲淹）がそこで自ら書き記して述べるところによると、宴遊・工事を推進した理由は、全て余分な財を放出させて貧しい者に恵むためである。飲食販売や労働に従事して食を公私におおぐ者は日に数万人以上であり、もし飢饉対策をするならこの方法より大なるものはない、と。この年兩浙の中でただ杭州だけが平穩であり、民が逃亡しなかった。

（『咸淳臨安志』卷四十六、秩官知州事 范仲淹 皇祐二年）

范仲淹の治績は現代の「土木行政」に似た論理であり、当時の一般的「救荒」とは違ってユニークである。明代の上奏に、この治績を引用して自らの主張を裏付けようとするものはいくつか見られるこ

とから、後の士大夫にとつても印象的な治績であり、理想的治績のひとつとして認識されていたことがうかがえる。¹⁷⁾

ところが、『咸淳臨安志』に先行する『乾道臨安志』にはこの治績が記載されていない。¹⁸⁾ また、同時期に記述された史書である『統資治通鑑長編』、『宋史全文』、そしてそれらを土台にして作られた『宋史』は、范仲淹の蘇州以外の地における治績を一切記載していない。さらに、南宋末に編まれた辞書的書物『玉海』には、彼が知杭州であったこと自体が記載されていない。¹⁹⁾ 加えて、范仲淹の知杭州時代の上役（兩浙轉運使）であった孫甫に関する記述の中には、范仲淹が好き勝手にやろうとするのを止めようとした旨の記載があり、知杭州時代の范仲淹を好意的に評価してはいない。²⁰⁾

では、なぜ『咸淳臨安志』はこの内容を記載したのか。明代にながっていくこの治績の評価はどのように形成されたのか。そもそも、「名臣」であることと名地方官であることは同じ次元にあるものなのか。それらの疑問に対する回答も兼ねて、いつから范仲淹の知杭州治績が記載されるようになったのかを追究し、その記載の背景、およびいつから名地方官として理想化されたかを明らかにする。

b. 「范公救賑」とその前後

既に述べたように、現在見ることができる公的な編纂史料には、彼が知杭州になったことだけが記され、治績の内容は記されていない。また、彼の死に際し、彼を顕彰する目的で書かれた墓誌銘・祭

文・神道碑のいずれにも知杭州の治績は記載されていない。最も早くこの治績を記載したのは、彼より一世代あとの沈括『夢溪筆談』である。

皇祐二年吳中大饑、殍殣枕路。是時范文正領浙西、發粟及募民存餉、為術甚備。吳人喜競渡、好為佛事、希文乃縱民競渡。太守日出宴於湖上、自春至夏居民空巷出游。又召諸佛寺主首論之曰、饑歲工價至賤、可以大興土木之役。於是諸寺工作鼎興。又新赦倉吏舍、日役千夫。監司奏劾、杭州不恤荒政、嬉游不節、及公私興造傷耗民力。文正乃自條敘、所以宴游及興造、皆欲以發有餘之財以惠貧者。貿易飲食工技服力之人仰食於公私者日無慮數萬人、荒政之施莫此為大。是歲兩浙唯杭州晏然、民不流徙。皆文正之惠也。歲饑發司農之粟、募民興利、近歲遂著為令。既已恤饑、因之以成就民利、此先王之美澤也。

皇祐二年（一〇五〇）、江浙一帶が大飢饉に見舞われ、餓死者が道に累々たる様だった。この時范仲淹は浙西を預かっており、備蓄してあった食糧を放出し、また民間の余剰食糧を募集したが、その政策はとても効果的であった。吳の人はボートレースや仏教の法事を行うのを好んだが、范仲淹は民に好きなようにボートレースをやらせた。そして自分自身が毎日西湖のほとりで宴会を行い、春から夏まで「杭州城内の」住民は家を空にして遊んでいる（ようにさせた）。また、諸寺院の主僧に勧めて言

うには、「飢饉の年は工賃が安いから、土木工事を大々的に行うのがよらしい」と。これによって諸寺院は工事を盛んに行った。さらに、役所の備蓄倉や宿舍を新築して、日に千人もの役夫を動員した。「この様子に」監司が弾劾して言うには、「杭州は飢饉救済を省みず、遊びほうけており、しかも役所も民間も工事はばかりして民力を消耗させております」と。范仲淹がそこで自ら書き記して述べるところによると、宴遊・工事を推進した理由は、全て余分な財を放出させて貧しい者に恵むためである。飲食販売や労働に従事して食を公私におおぐ者は日に数万人以上であり、もし飢饉対策をするならこの方法より大なるものはない、と。この年兩浙の中でただ杭州だけが平穩であり、民が逃亡しなかった。これらは皆范仲淹の恩恵である。飢饉の時に司農が備蓄食糧を放出し、また民を集めて公共事業を行わせる対策手法は、最近になって法制化された。飢饉を救済するのはもちろん、それを機会に民の利益を図るとは、先王たちの深い恩恵さながらである。

『夢溪筆談』卷十一「官政一」、「咸淳臨安志」との主な相違を傍線で表示

以上のように『咸淳臨安志』とほぼ同文であり、その記述の祖先であることが分かる。また、『咸淳臨安志』では節略された部分があることがわかる。節略された中でも、特に最後の部分に見える「飢饉の時に司農（寺）が備蓄食糧を放出し、また民を集めて公共事業を

行わせる対策手法は、最近になって法制化された」は、沈括が王安石の新法改革のもとで活躍した人間であることも加味すると、新法の核であった青苗法との関連をうかがわせて興味深い。

しかし、北宋期では范仲淹の地方における治績への言及はごく少数であり、例外的である。范仲淹に言及する史料は主に彼の「朋党」の是非をめぐる論議や、対西夏の軍功について述べるものである。彼がその任地の多くで業績を挙げ、知杭州以前にも江淮安撫使であった際に救荒政策を行っていたことを加味すると、そもそも、北宋期には彼を名地方官としてとらえる考え方が存在していなかったのではないかと考えられる。北宋の末期には彼を「名臣」とする見方が公的なものになっていたことを考え合わせると、この時点ではまだ「名臣」は名地方官ではなかった。北宋期の「名臣」とはあくまで中央政府にて活躍した士大夫であって、地方での活躍を含みこむものではなかったのである。

三 南宋初期における范仲淹評価と「名臣」と名地方官

竺沙氏によると、南宋期の朱熹「名臣言行録」にその名を記されたことで范仲淹の「名臣」の地位が定まった。ただ、既に北宋の時点で見てきたように、「名臣」は名地方官を含むものではない。また、朱熹というメルクマールにこだわらず、より細かく南宋初期の言説

を見ていくことで、「名臣」の性質自体が定まる過程が明らかになるのではないかと考える。

南宋初期について記した編年体史料である李心傳『建炎以来繫年要録』には、臣下の上奏の中に、范仲淹の言行を引用するものがない²⁰くつかある。中でも興味深いのは次の文である。

：檜曰、臣嘗聞、范仲淹與其友書云、致意某官、為渠作東宮官、不敢通書。惟聖主於忠義之臣與夫失節之徒、灼然如此。誠立國之本也。臣謹按范仲淹祥符末登第、終真宗之世為小官。自為陳州通判、以至執政而薨、仁宗未有子。安得有東宮官。檜之誕妄無稽、皆此類也。

：秦檜が言うには、「私が聞くところによりますと、范仲淹はその友に宛てた手紙の中で、『思うに私は、彼が東宮官になつたから、(権勢の問題になるのを恐れて) 敢えて手紙をやりとりしなかつたのだ』と言っているとか。思いますに、聖明なる君主にとつて忠義の臣と失節のやからとは、この(范仲淹の行いの) ように明白なものなのでしょう。誠は国の根本でございます」と。臣下が謹んで按ずるところ、范仲淹は祥符の末年に進士に合格し、真宗朝期はまだ小官でした。彼が陳州通判になつてから、執政に昇りつめて亡くなるまで、仁宗には子がいませんでした。だとしたら、東宮官が存在するはずがありません。秦檜のデタラメは皆このようなものです。

〔建炎以来繫年要録〕卷一百五十四、紹興一五年八月丙子より、

小字は注の部分)

ここでは、南宋初期の権臣である秦檜が、自らの「忠誠」について范仲淹を引き合いに出して語っているが、後世の注釈者によりそのデタラメさが暴露されてしまっている。ここで注目すべきなのは、権力者の秦檜ですら、無理やりウソをついてでも、范仲淹を引き合いにだしているということである²⁰。当時、政治的な変動にもかかわらず「名臣」という范仲淹の評価が安定していたことを示すとともに、それが決して朱熹ら「道学」の系統の評価だけに依拠するものではないことを意味する。

また、同時代に作成された蔵書解題である晁公武『郡齋讀書志』には、范仲淹の文集について、以下のようなコメントが記されている。

：為学明経術、致慕古人事業、慨然有康濟之志、作文章尤以傳道為任。事母至孝。姑蘇之范、皆疎属、置義莊以鬪給之。天下想聞其風采、賢士大夫以獲登其門為恥。獨梅堯臣嘗著碧雲駉一編以譏詆之、云。

：〔范仲淹は〕経術を学んでよく理解し、古人の業績を慕い、世の中を安定させる志を持ち、文章を作つて道を広めることを自らの任務としていた。母に仕えては孝養を尽くした。蘇州の范氏とは疎遠であったが、義莊を作つて彼らを救済した。天下はその人格を伝え聞き、賢士らはその門下にならないことを恥

とした。独り梅堯臣だけが「碧雲駢」なる書物を作つて彼をそ
した。云々。

〔郡齋讀書志〕卷四中「范文正丹陽編八卷」

范仲淹の当時における「名臣」像が描き出されているが、注意すべ
き点が二つある。ひとつは、彼について新たに「事母至孝」とい
ほめ言葉が加わっていることである。前述したように、彼は再婚し
た母親に従つたものの、後に母親と離れ、范姓に戻つた後で母を迎
えるという複雑な過程を経ている。それでも「事母至孝」という言
葉が加わるのは、徐々に范仲淹が伝説化して実像から離れ始めたこ
とを示すのではないか。最後の一文にある「碧雲駢」は現存する書
物であり、宮崎市定氏の指摘により有名になった本であるが、当時
から他人の偽作が指摘されていた。この部分では偽作という指摘は
なされず、信憑性を残している。その意味では、彼がまだせしられ
るだけの現実味も残していることを示している。

この時期には、彼の治績が徐々に表面に出始めていた。先の「建
炎以來繫年要録」に先行する編年史料である、熊克『中興小紀』の
中に、初めて彼の地方官としての治績を取り上げた上奏が記載され
ている。

：既而転運副使趙子瀟、知平江府蔣璠言、：（中略）：景祐間、
郡守范仲淹、亦親至海浦、浚開五河。：

：しばらくして転運副使の趙子瀟、知平江府の蔣璠が言上する

には、：（中略）：景祐年間、知蘇州であつた范仲淹は、自ら
海岸を見て回り、五つの運河を開きました。：

〔中興小紀〕卷三十八、紹興二八年九月より

前に述べたように、蘇州における彼の治績は例外的に記載が多い。
しかし、上奏の中で彼の治績が述べられたのは、この時がはじめて
である。士大夫の中で、彼の治績に目をとめる者も増えつつあつた。
王十朋『梅溪集』には、范仲淹と同じく知饒州として赴任し、州城
の鄱陽でその治績・旧跡をしのぶ詩文がいくつもあるが、その中で
このような表現をしている。

濫與江湖岳牧羣、於中最愛范希文。人才相遠心相似、均是憂時
與愛君。

各地を預かる諸侯はあまたあれど、その中で最も好きなのは范
希文（仲淹）だ。その才能には遠く及ばないが、時世を憂い君
を愛する心には共感できる。

〔梅溪集〕詩文後集卷八「觀郡守題名再書一絶」

この中では、「郡守」としての范仲淹に対する敬愛が示されている。
王十朋は范仲淹の旧跡めぐりをするなかで、このような心情を得た
ものと思われる。饒州という地域は早くから『范文正公文集』を出
版し、また独自に『范文正公鄱陽遺事録』を出版するなど、范仲淹
に対する強い執着をもっていた地域であり、そのことが王十朋の評
価の背景にあると思われる。まとめて言うなら、范仲淹がこの時点

で「名地方官」として饒州に定着していたこと、そして饒州という地域が出版や王十朋らの記載を通して、范仲淹のイメージを広げる役割を果たしていたことを示している。

そして、朱熹ら『宋名臣言行録』に至る。この書は「名臣」とされた人物の主要な言行を網羅するために作られ、それ以前の文献から必要なものを引用して編まれている。そこに、范仲淹の唯一の治績事例として、知杭州の事績が掲載されている。

皇祐二年吳中大饑、殍殮枕路。是時公領浙西、發粟及募民存餉、為術甚備。吳人喜競渡、好為佛事、公乃縱民競渡。太守日出宴於湖上、自春至夏居民空巷出游。又召諸佛寺主首諭之曰、饑歲工價至賤、可以大興土木之役。於是諸寺工作鼎興。又新赦倉吏舍、日役千夫。監司奏劾、杭州不恤荒政、嬉游不節、及公私興造傷耗民力。公乃自條敘、所以宴游及興造、皆欲發有餘之財以惠貧者。貿易飲食工技服力之人仰食於公私者日無慮數萬人、荒政之施莫此為大。是歲兩浙惟杭州晏然、民不流徙。皆公之惠也。

〔宋名臣言行録〕前集卷七 范仲淹 文正公 ※和訳は省略

この文の末尾に夢溪筆談からの引用が明記されており、記述のルーツは明らかである。ここでいえることは、この『宋名臣言行録』において、明確に「名臣」と名地方官が結びついたということである。その意味では、確かにこの『宋名臣言行録』が范仲淹の評価について、一種の画期をもたらしたと言える。だが、ここまで見てきたように、南宋の前半では彼の治績全般に関する言及はまだわずかであ

り、知杭州に関する記述はこの一件だけである。范仲淹が名地方官となるにはまだ時間が必要であった。

四 南宋後期の記述増大と「名地方官」像の成立

南宋後期には、范仲淹に限らず全体的に救荒・水利といった地方統治に関する記述が増大する。これは、南宋の地方統治が経済的・制度的に破綻していったことが背景にあると考えられるが、一方で范仲淹の治績はそれらの記述に引用され、増大していくのである。

まず、知杭州の事績を引用している文集として、袁甫『蒙齋集』を挙げる。知徽州^⑤として書いた民政改革に関する上申文のなかで、行おうとする公共事業の意義付けと根拠を范仲淹の治績に求めている。

…見今計度工役、鑿山取石、俟冬間水落之後、方可漸次舉行。難者曰、歲非豐稔、小民嗷嗷。冬春之交、正宜賑恤。奈何興此役以困民？臣應之曰、是乃所以救民也。獨不觀范仲淹之治杭乎。皇祐間吳中大饑、殍殮枕路。仲淹以為歎歲工價至賤、乃令佛廬興土木之役。又新倉赦吏舍。民之仰食於公私者日數萬人。監司劾之、仲淹自陳興造之由、正欲發有餘之財以惠貧者、荒政之施莫此為大。是歲兩浙惟杭民無一流徙。

…今度は土木工事を計画して、山を削って石を取り、冬の渇水

を待つて、徐々に工事を行おうとしています。これを非難する者が言うには、「今年は決して豊作ではなく、貧しい民はあえいでいます。冬春の端境は、救済こそ行われるべきです。なぜ工事を行つて民を苦しめるのですか?」と。私がこれに答えて言うには、「これこそが救済の方法なのだ。この方法は范仲淹が杭州の時に行つた方法以外の何者でもない。皇祐年間、江浙一带が大飢饉に見舞われ、餓死者が道に累々たる様だった。范仲淹は飢饉の年に工賃がとて安いとして、寺院に土木工事を行わせ、また役所の倉や宿舍を新築した。民の公私に食を得たものは日に数万人を数えた。監司がこれを弾劾したところ、范仲淹は自らその理由を述べ、工事を推進した理由は全て余分な財を放出させて貧しいものに恵むためであり、もし飢饉対策をするならこの方法より大なるものはない、とした。この年江浙の中でただ杭州だけが平穩であり、民がだれも逃亡しなかった。

〔蒙齋集〕卷二「知徽州奏便民五事状」

ここで引用されているのは、おそらく『宋名臣言行録』由来の文章である。ただし、比較してみると、もとは范仲淹の申し立ての中にあつた一文が地の文の中に挿入され、救済の事実のように扱われていて、政策の正当性を主張する上で筆者である袁甫に都合のよいように文章の順序が変えられていることに気づく(傍線部参照)。范仲淹の治績が事業の口実として利用された可能性を示しているといえよう。

次に、董煟が編んだ「救荒活民書」にある范仲淹の治績について見てみる。これらは元・明にかけて増加する「救荒マニユアル」の走りとも言えるが、そこには范仲淹に関する事例があわせて三件記載され、そのうち知杭州に関するものは次のとおりである。

昔范仲淹知杭州、二浙阻饑、穀價方湧、計百二十文。仲淹增至百八十。衆不知所為。仍多出榜文、具述杭饑及米價所增之數。于是商賈聞之、晨夕爭先、惟恐後、且虞後者既來。米既輻湊、價亦隨減。……(中略)……此皆前賢已行之明驗。

昔、范仲淹が知杭州だった時のこと、両浙が飢饉に見舞われ、穀物の値が高騰し、一斗で百二十文までになった。范仲淹はそれを加熱させて百八十文まで押し上げた。人々はなすすべを知らず戸惑うばかりであつた。そこで掲示を多く出して、杭州の飢饉と米価について詳細に書き込ませた。ここにおいて、商人たちがそれを聞きつけ、先を争つて杭州に向かい、自らの遅れと後続だけを気にするほどだった。「そのため、」米は山と運び込まれ、価格もどんどん下がった。……(中略)……これらは皆先賢たちが行つたことであり、効果は明らかである。

〔救荒活民書〕卷二「不抑価」

これまで見てきた知杭州の事績には含まれない治績の内容である。従つて、これが事実であつたかは不明である。名地方官となつた范仲淹に付された一種の伝説ともいえる。ここでは、傍線部が示すよ

うに范仲淹は「先賢」とされており、彼の名前は説得力の強化に一役買っているのである。加えて、この本は「救荒マニュアル」であり、この治績は後の地方官たちが参照すべき前例としての地位を与えられているともいえよう。これらをあわせて考えると、この時期に范仲淹は名地方官のイメージを確立していたといえる。

救荒や水利といった目的をもたない、知識獲得のためのマニュアル本でも、范仲淹の治績は確実に浸透していた。南宋末の黄震「古今紀要」、及び祝穆「古今事文類聚」をあわせて見てみる。

杭州歳饑、競渡興土木。

杭州が飢饉の時、ボートレースをし土木工事を行った。

〔古今紀要〕巻十八 范仲淹

景祐二年吳中大饑、范仲淹鎮浙西、發粟募民給餉、為術甚備。監司奏劾、公於杭州不恤荒。公乃自為條敘、所以宴游及興造、皆欲以有餘之財以惠貧者。貿易飲食工技服力之人仰食於公私者日無慮萬數、荒政之施莫此為大。

〔古今事文類聚〕前集卷五、「天道部荒歲」中「范公振飢」

※和訳は省略

程度に差があるとはいえず、共に「夢溪筆談」「宋名臣言行録」系の内容を節略して掲載している。特に前者の短さは注目に値する。即ち、既にこの治績の内容が一般に膾炙していたため、このような短さに

圧縮できたと考えられるのである。また、後者の冒頭「景祐」は、明らかに「皇祐」の誤りである。今回使用した版本が元刻本であることを考えると、初版の時点で誤植していた可能性もある。当時の出版事情もあって、范仲淹の治績がいつの時代の事実というよりも、イメージとして拡散している状況が見て取れる。

最後に、「咸淳臨安志」の撰者である潜説友が、范仲淹の記述を書く上で有していた背景を整理してみる。潜説友は「咸淳臨安志」を編んだ後の咸淳一〇年（一二七四）、知平江府（蘇州）として、范文正公祠の建設を具申し、認められて建設を行った。その具申に対する回答（省節）、及び李祁「文正書院記」を参照すると、蘇州は范仲淹のいわば「望んだ故郷」であるにもかかわらず、「獨未有專祠」であったとされる。他州では既に祠堂が存在し、蘇州内でも范仲淹が復興した郡学や「范氏義莊」などでは既に祀られていたので、潜説友の行動はとりたてて特別なものではないと言えるが、その具申した文章には、これまで見てきた文章との関連性をうかがわせる部分がある。

道德文章、功名事業、載在國史。實為我朝第一流人物。身沒之後近二百年、凡公過化之地、無不尸而祀之。……

道德文章、功名事業などは國史に記載されている。真にわが王朝の第一流の人物である。没後二百年に近いが、その恩を受けた地で祀らぬものはない。……

〔建置范文正公祠堂記事〕、錢穀撰『吳都文粹統集』卷十二よ

り

ここで注目したいのは、彼の使った「我朝第一流人物」という言葉である。彼を宋朝随一の人物とするのは、嘗て朱熹が用いた評価である。このことは、潜説友が『宋名臣言行録』の評価基準を受け入れていたことを容易に想像させる。¹⁴つまり、『咸淳臨安志』の記載は、『宋名臣言行録』の記載を根拠としている。このことは、先行研究が挙げた朱熹ら「道学」の影響力を実証するものである。「道学」の影響力により、范仲淹の記述は人口に膾炙し、拡散していったのである。

また、同じく注目すべきなのは、蘇州が「獨未有專祠」とされていることである。つまり、他所には既に范仲淹の祠廟ができていたことを表している。¹⁵地域は中央の「名臣」である范仲淹と自らの関係を強調することで、その権威との一体化を図ったのだが、それは同時に、地方官としての范仲淹の強調となり、やがてそれが前述のマニユアル本たちに記載されるような、独立した「名地方官像」になっていくのである。

そもそも、『咸淳臨安志』や『宋名臣言行録』がなぜこの知杭州の治績を取り上げるのか、ということを考慮せねばならない。それは、この二つの書物がともに、『蒙齋集』の事例と同じように、救荒の対策を必要とし、その前例を求める環境にあったからに他ならない。この要素によって、後の明代にまで引用される素地が形作られたの

である。

これらの影響のもとで、『咸淳臨安志』の范仲淹の治績記述は形成された。そこには、「名臣」が「名地方官」となっていく過程、南宋後期の范仲淹と知杭州のイメージが作り上げられていく過程が示されていたのである。

小 結

以上、范仲淹が知杭州であった時から南宋末に至るまで、その治績がどのような形で記載されてきたかを見た。ここでは、名地方官としての范仲淹像が形成されるまでに、次のような過程があったことが明らかになった。

まず、北宋期において、范仲淹はもっぱら朋党論の立役者、ないしは対西夏戦争の功労者として扱われ、地方官としての評価をする者はまれであった。そのことは、北宋末期に彼が「朋党」の否定的評価から脱し、「名臣」として評価されても特に変わらなかった。つまり、北宋期の范仲淹は「対西夏戦争の功労者である名臣」であって、名地方官ではなかったのである。

南宋の初めごろは、范仲淹の「名臣」としての地位は党派性を超えて確立していたものの、やはり地方官としての治績はそれほど話題にされなかった。しかし、饒州における王十朋の記述からも見えるように、徐々に地域の士大夫たちにより、地方官としての范仲淹

が記述上に広がりはじめた。知杭州の治績が表面化した画期としては、やはり朱熹等『宋名臣言行録』が挙げられる。

南宋の後半に入り、行政（水利・救荒政策）の根拠として范仲淹の施策が引用され、また出版文化の拡大とあいまって、彼の治績が人口に膾炙していった。『咸淳臨安志』に記載された、冒頭の范仲淹の治績記述は、一面では『宋名臣言行録』の影響力を、もう一面では「名地方官」・范仲淹によせられた敬愛を、そしてさらに他方では、救荒政策の根拠として引用される事例としての有効性を示しているのである。その意味で、南宋末における范仲淹像が、名臣から名地方官に広がっていったことを暗示しているといえるのである。

これらの結果から推定できるのは、南宋期に「名地方官像」という新たな士大夫のイメージが形成されたということである。南宋期に范仲淹が「名地方官」になったのは、地方が有能な地方官を欲したことの表れであり、范仲淹は中央の「名臣」として人々に知れ渡っていたからこそ、「名地方官」にされやすかった。そのことは、士大夫階層のあいだに、地方統治に対する認識が強化されたこと、及び彼らの中に新たな模範としての「名地方官像」が出来上がったことを示すのである。

最後に、展望を兼ねて、いくつかの推測を述べる。まず、南宋の開始より少し遅れて記述が変化し始めることから、認識上の枠組変化をそのあたりに設定できるのではないか、ということが挙げられ

る。なぜ北宋期と南宋期で記述の違いが生まれるのかということについては、前述のように、地域の有能な地方官に対する希求とそれに伴う士大夫階層の地方統治に対する認識の強化、さらには中央政府と地域の接近、などの理由が考えられるが、詳しくは今後の課題となる。

また、范仲淹がその後も「名臣」たりえたのは、「名臣」の評価のなかに「名地方官」の側面も含みえたためではないか、ということが挙げられる。一歩進めていえば、中央における「名臣」という評価と、地域に根付く「名地方官」という評価が、徐々に相補的な関係を築いていくのではないか、ということでもあるが、これは、他の地方官との比較を経ないと確かにはいえない。今回は提示するだけにとどめ、稿を改めて検討する事にする。

注

(1) 主に、第四集『宋代の知識人』（汲古書院、一九九三）以降の論文集を指す。

(2) 伊原弘『宋代の士大夫覚え書』（宋代史研究会編『宋代の社会と宗教』汲古書院、一九九五）を先駆とし、岡元司『南宋期温州の地方行政をめぐる人的結合』（『史学研究（広島大学）』二二二号、一九九六）、小島毅『中国近世における礼の言説』（東京大学出版会、一九九六）、須江隆『唐宋期における社会構造の変質過程―祠廟制の推移を中心として』（『東洋史論集（東北大学）』九号、二〇〇三）などがあつた。

(3) この議論は従来、宮崎市定氏に始まり、佐竹靖彦氏の一連の研究などに代表される「郷村支配」という視点により進められた。郷村の権取に立脚する政府という関係を軸に、郷村―政府の対立間をつなぐ存在とし

ての胥吏に着目し、彼らに依存する地方官ないし地方統治の限界を描き出した。宮崎市定「胥吏の陪備を中心として」(『史林』三〇巻一、一九四五)及び「宋代州県制度の由来とその特色」(『史林』三六巻二、一九五三)、佐竹靖彦「作邑自箴」の研究」(『人文学報』都立大「二三八号、一九九三」などを参照。なお、「郷村支配」については、小林義廣「宋代の論俗文」(宋代史研究会編『宋代の政治と社会』、汲古書院、一九八八)の説明、及び赤城隆治「近世地方政治の諸相」(佐竹靖彦ほか編『宋元時代史の基本問題』汲古書院、一九九六)を参照。

- (4) 近藤一成「宋代士大夫と社会―黄榦における礼の世界と判語の世界」(前掲『宋元時代史の基本問題』)、今泉牧子「宋代県令の一側面」(『東洋学報』八七巻一、二〇〇五)、劉馨珺「從墓誌銘談宋代地方官的赴任」(『東吳歴史学報』二期、二〇〇四)など。

- (5) この考え方は、渡辺浩氏が「東アジアの王権と思想」(東京大学出版会、一九九七)にて説くところの「御威光」(記述・景観・儀礼などにより認識上に重層的に構築された階層意識)による支配、中砂明德氏の「士大夫のノルムの形成―南宋時代」(『東洋史研究』五四巻三、一九九五)、同「江南」(講談社、二〇〇二)にて説く「マニユアル文化」(士大夫がその世界認識を確立する上で、科擧の受験参考書などのマニユアル的な書物に大きく影響されていたことの表現)の議論に影響を受けている。

- (6) この部分など、論文の中で引用された書名については、引用元の表記を用いる。また、分析に使用した史料は、その史料名を用いる。そのため、実態として同じ史料が別表記になっている場合がある(例『五朝名臣言行録』と『宋名臣言行録』が、よく了解を頂きたい。

- (7) 宮崎市定「宋代の土風」(『史学雑誌』六二編二、一九五三)を参照。

- (8) この問題に関しては、近年、包偉民氏の R. Hymes 氏に対する批判的な書評(『精英們の地方化』了嗎?―試論韓明士(政治家と紳士)與の地方

方史」研究方法、「唐研究」一一巻、北京大學出版社、二〇〇五)をはじめとして、中央と地方の対立分離構造、あるいはそのきっかけとしての南宋期、といった視座への疑問が問いかけてられている。本論はそれを意識した上で、中央から派遣される地方官がなぜ「名地方官像」として地域に定着するのか、という問題を通じ、中央と地方の関係の一端を明らかにしようと試みる。

- (9) この要約は、昌彼得ほか編『宋人伝記資料索引』(鼎文書局「台北」、一九七九)、竺沙雅章『范仲淹』(白帝社、一九九五)及びそれに対する小林義廣氏の書評(『東海史学』三二号、一九九六)、白石義夫「范仲淹」(『中国の思想家 下巻』、勁草書房、一九六三)を参照した。

- (10) 前掲宮崎市定「宋代の土風」を参照。

- (11) 近年のものでは、高橋稔「岳楊樓記」中の傳奇體について(『東方学』一一二号、二〇〇六)、凌申「范公堤考略」(『塩城師範学院学報』第二二巻三期、二〇〇一)、楊渭生「范仲淹与宋学之勃興」(『浙江大学学報』第二九巻一期、一九九九)などがある。その他、范仲淹に関する研究の蓄積については、李勇先ほか校点『范仲淹全集』(四川大学出版社、二〇〇二)「附録一五 范仲淹全集主要参考書目」及び「附録一六 范仲淹研究論著目録」を参照のこと。

- (12) 前掲竺沙雅章「范仲淹」を参照。

- (13) 遠藤隆俊「宋代蘇州の范文正公祠について」(『柳田節子先生古稀記念 中国の伝統社会と家族』、汲古書院、一九九三)参照。

- (14) 前掲竺沙雅章「范仲淹」二四一―二五一頁を参照。なお、その内容を要約すれば、范仲淹は神宗の批判により、神宗朝期は「並より少し優れた程度」に扱われ(王安石自身はそれほど非難せず)、哲宗初期(宣仁太后聴政期は宣仁太后が仲淹の子純仁を嫌ったために評価が上がらず、哲宗後期の新法党政権期に初めて「名臣」とされ、徽宗期に詔勅・追封で公的確認を得て、その後南宋の朱熹「名臣言行録」で「名臣」が一般的認識となった、としている。

- (15) 前掲竺沙雅章『范仲淹』二二七—二百二十一頁を参照。
- (16) そのため、この范仲淹の治績は現代経済・政治関係の記事によく引用されている。一例を挙げるなら、栄慶・海娜「大興消費済荒政 厚価誘 質平粮価」(『企業文化』一一、二〇〇二)、劉軍英「救災与發展・范仲淹、劉晏救災思想的現実意義」(『河南財政稅務高等專科學校學報』第一三卷一期、一九九九)などである。過去の事例としてわざわざ范仲淹の治績まで遡って引用することからも、この治績が特異であることがうかがえる。
- (17) 胡世寧「陳言治河通運以濟國儲而救民生疏」(『胡端敏奏議』卷七)、周起元「亟興水利以備涸洩以救歲荒以裕國用事疏」(『周忠愍奏疏』卷下「撫吳奏疏」)など。また、張國維撰「吳中水利全書」の中には、「倣宋臣范仲淹守杭故事」(『海瑞請濬吳淞江疏』、卷十四)、「倣宋臣范仲淹以官糧募飢民修水利之法」(『呂光詢興修水利疏』、卷十四)など、彼をモデルにした救荒と水利の両立を目指す上奏が見られる。
- (18) 『乾道臨安志』では、「内剛外和、所至有恩。里巷之人皆知其名字。」(卷三)という、より抽象的な賞賛に留まっている。
- (19) 『玉海』の「州鎮」(卷十九)の項目では、蘇州(平江)・鎮江・紹興に范仲淹の名前の記載があるが、臨安にはない。
- (20) 「范仲淹知杭州、多便宜行事。甫為兩浙轉運使、一切繩之以法。」(『隆平集』卷十四、同様の記載が『東都事略』卷六十四や『宋史』卷二百九十五などにもあり)。前掲竺沙書でもこの記載を重く見て、熱意を失っていたとする評価の根拠としている。なお、その他の知杭州時代の行状を記した記載としては、明堂の祭祀に関して奏上し、李觀とその「明堂図」を推薦したこと(『九朝編年備要』卷十四、「太平治迹統類」卷七、「統資治通鑑長編」卷百六十九、武官・知縣・処士らとの交流に関するもの(『清夜録』、「元豊類稿」、『西湖志録』など)、そして前掲藤論文が詳述している義莊設立に関するものである。
- (21) 富弼「范文正公仲淹墓誌銘」(杜大珪編「名臣碑傳琬琰之集」中卷十(二)を参照。
- (22) 王安石「祭范潁州文」(『臨川先生文集』卷八十五)を参照。なお、その他祭文を書いたのは富弼・歐陽脩・蔡襄・張方平・司馬光・蘇頌と子である范純仁である。それらについては、前掲『范仲淹全集』の「附録九 歷代祭祀贊文」を参照。
- (23) 歐陽脩「資政殿學士戸部侍郎文正范公神道碑銘」(『歐陽修全集』卷二一、中華書局、二〇〇一)。
- (24) 梅原郁氏によると、司農寺の備蓄とは常平倉のことだという。この「法制化」が具体的に何を指すかについては未詳だが、氏のいうように青苗法と関連するなら、徐松編『宋會要輯稿』食貨五十三「常平倉」熙寧元年九月十四日の記事前後を指すかと思われる。梅原郁訳注『夢溪筆談』(平凡社、一九七九)卷十一「官政」二〇四の記事を参照。
- (25) ほかに見られるものとしては、単鏐『吳中水利書』に見える蘇州の治水に関する記事(卷一)がある。
- (26) 彭百川『太平治迹統類』卷六「仁宗聖政」明道二年の項、などに記載がある。なお、この時彼が行った、飢饉の民の食べる烏味草という野草を朝廷に献上して対策を迫った逸話も、その後多くの記事に引用されている。
- (27) その傍証となるものに、北宋末に書かれた張英「范文正公傳」(傅增湘纂輯『蜀文輯存』卷十三)がある。その記述内容は対西夏戦争が七割、郭皇后廢后反対が二割となっている。当時の彼に対する評価の尺度をうかがい知ることができるといえよう。
- (28) ここでは便宜的に初期(一一二七—九〇、孝宗朝まで)と後期(一一九一—一二七五、元への降伏まで)を分けているが、厳密な分岐というわけではない。実際、後述の王十朋や朱熹のように、すでに淳熙年間(一一七四—九〇)ぐらいから変化は現れており、それが明確になっていったという連続性が見て取れるのである。
- (29) 下に挙げた他にも、張浚(卷八十二)、紹興四年一月丁卯—対西夏関

連)や凌景夏(卷一八九、紹興三二年三月甲戌)情実人事批判関連)らが引用を行っている。

(30) 秦檜が范仲淹を賞賛していたことは、彼が范仲淹の手蹟に跋を付していることから分かる。秦檜「跋文正公手書伯夷讚墨蹟」(前掲「范仲淹全集」所収) 参照。

(31) 孫猛校証「郡齋讀書志校証」(上海古籍出版社、一九九〇)によると、『郡齋讀書志』における袁・衢の二つの版本系統のうち、衢本では「范文正公文集二十卷別集四卷」という表題となっているが、別集は晁公武の死後に作成されたもので、後世の加筆とのことである。そこで、袁本の表題のほうを採用した。なお、両版本では袁本に范仲淹の略歴が付されるなど、項目内の差異があるものの今回取り上げた部分は共通している。

(32) 前の注で述べたように、袁本にあった范仲淹の複雑な略歴は衢本にはなく、その結果「事母至孝」だけが記載に残る。

(33) 前掲宮崎市定「宋代の士風」を参照。

(34) これ以外にも、葉適が范仲淹について、議論ばかりして朝廷を空転させた責任があると批判している。羅大経「鶴林玉露」卷二「論事任事」に記載された葉適の発言を参照。

(35) なお、同じ文が「建炎以來繫年要録」卷百八十、紹興二八年九月初に記載されている。

(36) 范仲淹は前述の「百官圖」事件による左遷で知饒州となり、景祐三年(一一〇三)の一年間にわたり務めた。なお、王十朋自身の赴任は隆興二、乾道元年(一一六四、六五)。吳洪澤ほか編「宋人年譜叢刊」(四川大學出版社、二〇〇三)中の徐炯文「梅溪王忠文公年譜」を参照。

(37) 彼が建てた祠廟の記にその過程・心情は記されている。王十朋「顔范祠堂記」(「王十朋全集」、上海古籍出版社、一九九八に所収)を参照。

(38) 文集については、兪翹「乾道饒州刊范文正公文集跋」を、「遺事録」については陳貽範「范文正公鄱陽遺事錄序」(いずれも前掲「范仲淹全

集」所収)をそれぞれ参照。共にその中で、「名太守」であった范仲淹を讃えている。

(39) 嘉定一六、一七年(一一三三、三四)にかけて赴任。李之亮「宋西江湖守易替通考」(巴蜀書社、二〇〇一) 参照。

(40) ちなみに、袁甫は鄱陽で范仲淹と顔真卿を祀る祠の記を書いているが、そこで父の袁燮が彼らを尊敬していたことを挙げる(「蒙齋集」卷十三「番陽顔范二公祠記」)。袁燮は知杭州には言及していないものの、范仲淹の別の地域の救荒について言及があることから(「黎齋集」卷一「輪對陳人君宜達民隱劄子」)、袁甫は父親から范仲淹について詳しく聞いた可能性がある。

(41) 今回、元刻本のほか明刊本を二種見たが、いずれも「景祐」は修正されないままだった。

(42) 後述の具申文と同じく、錢穀撰「吳郡文粹統集」卷十二より。

(43) 范仲淹は先に述べたように、もともと河南で生まれ、山東で育った。そのため、蘇州にいた父方の一族とは最後まで疎遠なままであった。前掲の遠藤論文によれば、彼の義莊設立自体が、疎遠な関係を修復する一種の「手土産」としての側面も持っているという。

(44) このことは、同じ祠廟を説明した彼の文章からも裏付けられる。そこでははっきりと、「孝亭朱子論本朝人物、或歎其初、或議其小、獨於公而稱其傑出之才。」と述べている。潜説友「吳郡建祠奉安文正公講義」(前掲「吳郡文粹統集」所収)を参照。

(45) 記録にある最初の祠堂は元祐三年(一一〇八)、四川・成都であった(子の范純仁が赴任した縁、家安国「范文正公祠堂記」参照)。その後、北宋期には河南府(故郷)・慶州(対西夏の軍功)・長山縣(母の再婚先で幼少時の生活場所)と、主に華北に建てられた。南宋期に入り、広徳軍・池州・饒州・高郵軍(いずれも赴任地)に建てられた。祠廟建設理由の違いが見え、ここでも北宋期と南宋期の范仲淹に対する評価基準のズレを垣間見ることが出来る。前掲「范仲淹全集」参照。